

令和二年九月第四回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

七月三日から降り続く強い雨は、日付が変わっても衰えることがなく、東シナ海の梅雨前線上に発生した低気圧が九州北部地方に進んだことよって、低気圧や前線に向かつて暖かく湿った空気が流れ込み、熊本県南部を中心に四日未明から朝にかけて記録的な大雨となりました。その間、午前四時五十分到大雨特別警報が発令され、更に警戒を強めたところですが、これまでの記憶にも、記録にもないような未曾有の大水害が発生し、尊い人命や身体、財産等々といった甚大な被害が本市を含む球磨川流域全体に及んでおります。

市民を代表して、犠牲になられました方々には深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族には謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

七月四日当日、水浸しになったまち、水の引いた後の市街地の姿を見て、洪水というよりも津波の後のような惨状に、大変衝撃を受け、あまりの変わりように言葉を失ったことを今でも繰り返し思い出します。それから本日に至るまで、まだ復旧の半ばではありませんが、被災者並びに関係の皆様の様子やり場の無い想い、不安、焦燥感を考えますと、その御苦労はいかばかりかと筆舌に尽くし難いところであります。今なお、五百名ほどの方々が避難所生活を送られ、更に自宅等への避難者と合わせると相当数の市民の皆様が不自由な生活を強いられていることに、市長として大変心苦しく、申し訳なく存じております。

一方で、被災直後から災害廃棄物処理と土砂の撤去には、交通渋滞や勝手仮置場の散在など一部混乱を生じてしまい、災害廃棄物の仮処分場として急きよ代替した中核工業用地周辺の大畑校区の皆様にも大変御迷惑、御心配をおかけしております。対外的にも、全国からボランティアへ行きたいとの善意の申し出をいただきながら、新型コロナウイルス感染症への対応のため、県内在住者に限定させてもらうなど御厚意にお応えできず恐縮の至りです。発災からこれまでの間、諸課題に追われ、様々な対応について不備不足のありました点については、改めてお詫びを申し上げますと存じます。

そのような中、ここまで日常を取り戻すことができたのは、内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、気象庁、自衛隊、海上保安庁といった国の機関、そして、熊本県、警察、消防、医療関係、熊本市をはじめ県内外の自治体等多くの皆様に、被災者の救助活動から、プッシュ型支援、復旧活動等と鋭意御尽力をいただいているおかげであり、現在も、変わらず御支援を賜っている、まさにオールジャパンともいえる体制そのものであります。加えて、各種団体の皆様や、個人、企業を問わず多くのボランティア、更には、議員各位をはじめ、地元消防団や町内会長など多くの市民の皆様にも雨天酷暑もいとわぬ復旧に向けた活動をいただき、今日に至っております。ここまで本市を支えていただきました全ての皆様に衷心より感謝を申し上げます。

また、岩手県立盛岡商業高校や臼杵市立佐志生小学校の皆様をはじめ全国からの温かい励まし、応援の声や多くの御厚情、浄財、ふるさと納税等をいただき、失意の闇の中に光を見るような温情であり、日本国民としての絆を実感する日々を送ってまいりました。

発災後ひと月を経た節目にあたる八月四日午前九時、この度の豪雨で犠牲になられた方々に対し、全市民の御協力のもと、心を一つにして黙とうを捧げました。折しも二日後の八月六日は七十五回目を迎える広島原爆の日であり、安全、安心、そして平和な日常の尊さを心に刻みながら市再建に取り組むことを固く誓ったところでもございます。

この節目の日を契機に、市の体制についても次なる段階に移行したところであり、災害対策本部会議を継続して運用しながらも、人吉市災害復興本部を立ち上げ、被災者支援、環境災害、産業支援、インフラの強靱化及び復旧復興推進の五つの柱のもとに進めていくことを決定しております。

実務的にも人命救助を最優先に、道路・ライフラインの復旧、避難所の環境整備、災害廃棄物・土砂処理、住居確保など順次課題を追って、都市機能の確保並びに被災者の生活再建に向け邁進してきましたが、特に生活再建については、罹災証明、被災証明の発行を基に、より具体的かつ実地的な段階に入っており、生活拠点をどうするのかといった将来の見通しが個々の御家庭や個人に求められることになり、市においても、喫緊の課題である復旧に全力で取り組むとともに、今回の未曾有の大水害の経験から、復興にあたっては、地方自治、都市計画、産業振興、中心市街地の在り方など、抜本的な治水対策も踏まえたうえで、安全、安心に向けたまちづくりの具体的な方向性を検証、決定していく必要があると考えています。

当然、市政が目指す方向は本年三月に策定をいたしました第六次人吉市総合計画に掲げたものであり、復興の一つの道しるべとして、発災後二箇月を経過する中で復興基本方針の作成に取り組んでおります。今年度中には、この復興基本方針に沿った復興基本計画を策定し、より具体化した復興への道筋をお示ししてまいりたいと存じます。

今回の豪雨災害に係る、「令和二年七月球磨川豪雨検証委員会」が八月二十五日に開催されました。豪雨災害の検証やこれを踏まえた抜本的な治水の検討は、国、県、流域によって最新の科学と知見をもって行われるもので、かつ、スピード感をもった取組が必要であると認識しております。本市としましても、治水についてはこれまでの歴史と将来を見据えた上で、球磨川との向き合い方が問われるものと真摯に受け止めております。

発災直後から、安倍首相、主務大臣をはじめ各省庁、衆議院災害対策特別委員会、政党役員など多くの皆様に御視察をいただき、意見交換を行う中で、豪雨災害に伴う諸課題や要望について言及してまいりました。また、復興支援に係る要望活動も開始しており、八月五日には県知事、県議会議長、同月十九日、二十六日には国の機関、各省庁、地元選出の国会議員の皆様へ要望書を提出いたしました。今後は更に、課題も細分化あるいは局地化する中で、国や熊本県をはじめ関係機関の特段の御高配、御支援を強くお願いしてまいります。

本日、九月一日、午後六時プレイボールの東京ドームにおけるプロ野球公式戦、読売ジャイアンツ対横浜ベイスターズの試合は、川上哲治生誕百年記念試合として予定されておりましたが、今回の災害を機に新たに人吉市復興支援祈念としての位置付けもいただくこととなり、重ねて主催の読売新聞社並びに読売巨人軍の御厚情によるものと、関係の皆様

に心からの敬意と謝意を表するものです。川上哲治生誕百年記念事業自体がコロナ禍の影響を受け、本市も今回の豪雨災害により更に厳しい状況の中にあります。今こそ、幾多の逆境を乗り越えて日本野球界の英傑となられた郷土の偉人、川上哲治氏の生きざまに倣って、市民一丸となって希望ある復興に向かうことをお約束したいと存じます。

以下、今回の豪雨災害を受けてのこれまでの取り組み、今後の予定等を中心に御説明申し上げます。

七月四日の発災以降、避難所や自宅等に避難されている多数の方々も現在も避難生活を送っております。この方々の健康管理につきましては本市としましても細心の注意を払っておりますが、梅雨の時期から酷暑の時期へと移り変わる厳しい条件のもと、避難されている全ての方を対象に、特に高齢者や子供など、注意を要する皆様の体調管理に努めてまいりました。具体的な動きとして、熊本市の保健師の皆様にも御協力をいただき、発災直後の七月六日から、避難所の衛生環境整備と避難者の健康調査のための巡回を実施いたしました。また、災害初期の医療体制整備を目的に災害派遣医療チームの避難所巡回や日赤の救護所が設置されましたが、現在は人吉市医師会、歯科医師会の御協力により、避難所ごとに担当医、担当歯科医を定め、体調不良者の対応に御尽力をいただいております。

一方、在宅での生活を継続されている方々へ対しましては、県内外の自治体の御支援のもと、浸水地域にお住まいの、特に配慮が必要な障がいのある方や七十歳以上の方がおられる世帯への家庭訪問を実施し、医療機関への受診や内服治療を中断されている方の医療へのつなぎや、被災した自宅など、不自由な環境下で生活されている方についても、必要に応じ、福祉避難所などにおつなぎしております。

妊婦や未就園児などのいる家庭に対しましては、電話による状況確認を行うとともに、浸水地域にお住まいの当該世帯につきましては、直接、御家族を訪問し状況確認を行うなど、状況に応じた実態の把握に努めております。

さらに、各避難所におきましては、多くの被災者が同じ場所で生活されることから、マスクの着用や手洗い等の周知、徹底をはじめ、検温や体調のチェック、共有スペースの消毒など、新型コロナウイルス感染症対策にも十分な配慮を行うとともに、体調を崩される方が万一発生した場合を想定し、指定避難所以外に専用のスペースを設けております。

今後におきましても、避難されている方が安心してお過ごしいただけるよう、万全の対策を取ってまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活再建支援関係でございますが、罹災証明及び被災証明につきましては、七月二十日からカルチャー・パレスホール棟において申請受付を開始しており、八月一日から交付を行っております。なお、申請、交付件数でございますが、八月二十八日現在、罹災証明については、申請が三千百七十件、交付が三千三十八件、被災証明については、同じく申請が二千三百四十二件、交付が二千三十七件となっております。

また、八月十二日からは、事業者の方などを対象とした被災証明書の申請受付を開始しており、八月二十八日現在、七百九十件の申請を受け付けております。

これに関連して、生活再建のための各種相談業務につきましては、罹災証明等の交付開

始と同時に、カルチャーパレス大ホールに相談窓口を設置しております。生活再建のための各種支援制度は、罹災判定の基準により異なり、かつ多岐にわたりますことから、制度の内容等についても、分かりやすく丁寧な説明を心がけております。

なお、生活再建支援相談のみならず、罹災証明等の申請をしておられない方も多数おられますことから、実態を把握するとともに、引き続き制度の周知に努めてまいります。

今回の豪雨災害では、球磨川沿いを中心に広範囲な出水が発生し、かなりの家屋等が浸水被害を受け、慣れ親しんだ、いわゆる我が家など住まいを失われた方が多数おられます。全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた世帯は二千五百世帯を超え、住まいの再建、居住の確保は喫緊の課題となっております。

現在、市内九箇所に二百九十三戸の建設型仮設住宅を整備する予定としており、熊本県の御尽力により順次、建設が進められております。そのような中、人吉城跡内に十五戸の仮設団地が完成し、去る八月二十二日、本市最初の仮設住宅として被災された方々に入居いただきました。また、市営住宅については、空き部屋となっていた百六十戸を空調設備や浴槽の設置など居住環境を整備するとともに、県の制度を活用し、市内外の民間の賃貸住宅をみなし仮設住宅として借り上げること、被災者への住まいの提供を行っております。

避難生活の方々にとりましては、安心して暮らせる住まいの確保は普段の生活を取り戻すための最も重要かつ優先される事項であると考えております。今後におきましても、住宅に関する困りごとなど個別ニーズの把握やその対応に努めることで、誰一人として取り残すことのないよう、住まいの早期再建を図ってまいります。

被災された方の今後の生活支援でございますが、仮設住宅への入居など新たな生活環境の中で、今後、健康面、経済面、コミュニティ内での人間関係など、様々な課題が生じることが予想されます。これらの生活課題に対する支援体制強化のため、近年の大規模災害発生時においては、被災地に地域支え合いセンターが設置され、被災者の見守り、仮設団地内の自治形成支援、生活再建等に向けた支援が行われています。これらの活動は、様々な生活課題を抱え、不安や悩みの中で生活を送られている被災者の相談相手となり、課題解決につなぐなどの支援を行うものであり、本市としましても、県や社会福祉協議会との連携のもと、地域支え合いセンターの早期の立ち上げを目指してまいります。

発災当初から課題となっておりました災害廃棄物対策関係でございますが、今回の豪雨災害による浸水被害の発生に伴い、推計ではございますが、市中に約三万三千トンの災害廃棄物が発生しております。本市にとって、予想をはるかに上回る規模の災害でありましたことから、その処理に際しましては、重機による分別、保管が可能であるとともに、処理に必要な広い面積を有する人吉中核工業用地を災害廃棄物処理の拠点となる「仮置場」として選定し、七月六日から搬入、七月十五日から処理施設への搬出を開始しております。

現在、市中の災害廃棄物につきましては、おおむね搬入を終えたところですが、今後は、九月中旬から受付予定の公費又は自費解体の申請に伴う家屋等の解体廃棄物が新たに発生してまいります。このことにより、当面の間、人吉中核工業用地への災害廃棄物及び解体

廃棄物の搬入、搬出が継続することになります。周辺地域にお住まいの皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、騒音、粉じん、臭気等の環境対策に関しまして万全の対策を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

災害土砂関係でございますが、今回の水害によって、市中心部や冠水地域の道路、宅地などに大量の土砂が流入いたしました。この土砂を早急に取り除くため、人吉市建設協会の御協力のもと、発災直後から道路や宅地内に堆積した土砂の撤去を開始しており、道路に堆積した土砂については、おおむね撤去が完了したところです。

また、個々の宅地内の土砂につきましては、現在、災害ボランティアなど多数の方々の御協力をいただきながら個人で撤去作業を進めておられます。しかしながら、高齢者など自力での土砂搬出が困難な場合など、生活再建に向け支援を必要とされる方につきましては、関係団体の御協力のもと、順次撤去作業を行っております。これら全ての土砂につきまして、年内の撤去完了を目標に作業を進めてまいります。

次に、豪雨災害に関する救済策等でございますが、医療保険関係につきましては、今回の豪雨で被災された方で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者については、保険証がなくても医療機関の受診が可能となっております。

また、お住まいの家が床上浸水以上の被害であるなど、一定の要件に該当される方については、医療機関の窓口申し出ていただくことで、十月末までの医療保険の窓口負担を不要とするなどの措置を講じております。

市税関係でございますが、今回の豪雨災害を受け、七月及び八月に到来する個人住民税、固定資産税等の納期限について、九月三十日まで延長しております。

また、住家等に被害があった方につきましては、個人住民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、九月十六日から、カルチャーパレスホール棟にて、減免申請の受付を行うよう準備を進めております。

さらに、今回の豪雨災害により納税が困難となられた方に対しましては、納税の猶予制度が適用できることから、納税者の相談に適切に対応してまいります。

農業被害関係でございますが、球磨川やその支流が氾濫したことにより、市内各所で農地が冠水し、農作物をはじめ、農道、水路といった基盤、ハウス施設、農業用機械に至るまで甚大な被害を受けております。現在、農地や農作物などの被害調査を行っておりますが、今後とも国、県の事業を活用する等お力添えを得て、被災農業者への支援と生産基盤の早期復旧を図ってまいります。

また、農地に堆積した土砂等の撤去につきましては、撤去する時期や方法など、その手法を早急に検討する必要がありますので、今後、農業従事者の方と協同し、一刻も早く農業生産体制の再興を図ってまいります。

林業被害関係でございますが、今回、本市の林道、十七路線全てが被災しており、現時点において三億円を超える被害額が出ているものと推測しております。

林道は、森林整備の基幹施設であり、林業を振興するうえで欠かせないインフラでございますので、応急復旧を含め、災害復旧工事を迅速に推し進めてまいります。

商工業者への支援関係でございますが、去る七月三十日、国において「なりわい再建補助金」をはじめとする大規模かつ前例のない政策パッケージが決定され、本市におきましても、被災した中小・小規模事業者の再建に向け、八月中旬に支援内容に関する説明会を開催し、被災された事業者の皆様には制度概要への理解を深めていただいたところ です。

また、個人事業主や小規模事業者の方などからの個別、多様な相談に対応するため、総合相談窓口である「人吉なりわい再建サポートセンター」を人吉商工会議所内に設置するとともに、国、県、産業支援財団等による「なりわい再建補助金の申請窓口」を、中小企業大学校人吉校内に開設いただくなど、ワンストップで対応可能な、地域内で完結できる支援体制の構築を図ったところです。

これにより、平成二十八年の熊本地震、今年の新型コロナウイルス感染症の影響、今回の豪雨災害と、いわゆる二重、三重の災禍に苦しむ事業者の再建に向け、国、県、関係機関とこれまで以上に密接に連携を取り、強力に取り組んでまいりる所存です。

また、国宝青井阿蘇神社などの観光資源及びホテル・旅館などの観光関連事業者も同様に甚大な被害を受けており、地域内外の皆様には大変御心配をおかけしております。その復旧・復興には多くの労力と一定の時間が必要ですが、一日も早く多くの皆様をお迎えできるように、観光に携わる皆様と力を合わせ、「観光都市ひとよし」の復活、そして賑わいの創出を目指してまいりたいと存じます。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、今回の豪雨災害により、国道二一九号や二六七号などの地域間を結ぶ幹線国道をはじめ道路三十九箇所、橋梁五箇所、河川十一箇所など多くの公共土木施設が被災しており、市民生活に直接的な支障をきたすとともに、まちの復旧・復興を進めていくうえで大きな障害となることから、応急的な復旧工事をはじめ、一刻も早い市民の皆様の通行の確保等対策を講じてまいりました。

今後、国、県等に御協力いただきながら、順次、本格的な復旧工事を進めてまいります。公園関係でございますが、中川原公園ほか八箇所の公園が今回の豪雨で被災しており、ブランコなどの遊具、トイレ、駐車場、園路など、多くの施設が損傷しております。公園は都市緑地としての機能を有するとともに市民の憩いの場としても大切な施設でございますので、市としましても可能な限り早期の復旧を目指してまいります。

公共交通関係でございますが、産交バス人吉営業所とタクシー会社二社ともに被災をされ車両等の損害が発生しましたが、一部を除き、おおむね通常の運行状況に戻りつつあります。

JR肥薩線は、橋梁二橋の流出をはじめ大規模な損害を生じ、特に八代～吉松間は復旧のめどが立っていない状況にあり深く憂慮しております。

また、本地域の第三セクター鉄道として、主に高校生の通学を担う生活交通であるくま川鉄道も、第四橋梁や川村駅の一部流出等といった大被害を被っており、全線不通となっております。現在、県の御支援を得て、代替バスによる輸送で通学等に対応しておりますが、一方で、関係十市町村による取締役会議において、将来の見通しなど非常に厳しい課題等にも取り組みながら、一日も早い復旧、運行再開に向け、努力するという方針を決定

したところでございます。

上水道関係でございりますが、豪雨災害により古仏頂水源地及び茂ヶ野水源地の濁度が上昇したこと、蓬萊配水池及び原城配水池からの配水を急きよ停止いたしました。このことにより、球磨川の南側を中心に約半数の世帯に断水等の影響がありました。人吉市管工事協同組合の御尽力による懸命の復旧作業、また、両水源地の濁度が低下したこと、七月五日には市内の断水は解消されたところです。その間、市民の皆様には大変御不便、御心配をおかけいたしました。

なお、今回の豪雨災害を受け、水道料金及び下水道使用料につきましては、七月請求分は全世帯減免を行うとともに、八月、九月の請求分につきましても、被災状況に応じ減免措置を講ずることとしております。

水道施設につきましては、機械設備、施設、配水管など、合わせて九箇所が被害を受けましたことから、今後、国、県の御支援をいただきながら早期復旧に向け準備を進めてまいります。

下水道施設につきましては、人吉浄水苑をはじめ、汚水中継ポンプ場四箇所、雨水ポンプ場二箇所などが浸水し、施設の全機能が一時停止するなど甚大な被害を受けましたが、被災直後から、国、県、県内自治体、日本下水道事業団などの御支援により、施設の調査、応急措置、仮復旧を行ってまいりました。

下水道施設の被災は、市民の皆様の生活に大きな影響を及ぼすため、国、県等と連携し早期の本格復旧を目指してまいります。

教育関係でございりますが、今回の豪雨災害におきましては、市内の児童・生徒二千四百七十八人のうち、四百六十人の住居が床上浸水以上の被害を受けております。また、発災当初、避難所等への避難を余儀なくされた児童・生徒は三百七十人に上り、今もなお、多数の子どもたちが避難所から登校している状況にございます。

そのような中、被災した子どもたちの心のケアを行うため、県教育委員会の御協力により各学校にスクールカウンセラーを配置いただいておりますが、カウンセラーによるストレスチェックや担任等による個別教育相談を実施した結果、小学生百九十人、中学生十六人の、合わせて二百六人に上る児童・生徒が、心のケアが必要であるとの判断がなされております。子どもたちの心と体の健康を守るためにも、学校全体でしっかりと見守りながら、子どもたちの心のケアに当たってまいります。

加えて、現在も避難所生活を余儀なくされている子どもたちへの対応といたしまして、避難所内での子どもたちの居場所づくりに関しましては、県の学習支援ボランティア派遣事業などを活用することで、学習支援や心のケアに努めてまいります。

また、被災したことで住居を移らざるを得なくなった世帯につきましては、子どもたちや保護者の意向を最優先し、区域外就学についても柔軟に対応することとしております。

学校、社会教育、社会体育、文化等、各教育施設の被害状況でございしますが、複数の施設が浸水被害にあっており、また、被災を免れた施設につきましても避難所等となっておりますことから、当面の間、全ての施設について一般利用を停止又は閉館とさせていただきます。

いております。

被災した各施設は、市民の皆様への学びの場として、また、生きがいづくり、健康づくりの場として必要な施設でございますので、今後、詳細な被害状況の把握を行うとともに、国、県の支援策の活用を含め、早期復旧を目指してまいります。

市庁舎移転建設関係でございますが、豪雨災害の影響により、現在、工事を一時中断しております。今後、住宅の復旧や仮設住宅の建設、道路、橋梁等の災害復旧工事が本格化していくことで建設資材や施工業者の不足等が懸念されますが、現時点においては市内のインフラ復旧が最優先と考えておりますので、その状況を鑑みながら工事の再開時期について検討してまいります。

なお、今回の豪雨災害に関しましては、全国の自治体や民間の団体等から数多くの人的、物的の御支援をいただいております。

さらには、義援金や見舞金、ふるさと納税など、被災直後から全国、そして海外からも多くのお申し出をいただいております。この場をお借りしまして、本市を御支援くださいました皆様に、改めて感謝を申し上げます。

七月二十三日、新国立競技場において、病から立ち上がった競泳選手 池江璃花子さんが、五輪一年前メッセージを発信され、多くの感動を呼びました。その中で、「逆境から這い上がっていく時には、どうしても、希望の力が必要だ。」ということを語りかけ、「一年後にこの競技場で、希望の炎が輝いて欲しい。」と結びました。今回の災害で、人吉の価値が薄れることは決してありません。多くの市民の皆様が、そして本市自体もまさに逆境の只中にあり、這い上がるために全力を尽くしている今だからこそ、復興に希望を見いだし、希望の炎で我々の未来を明るくしてまいりますよう。